



人権尊重に関するポリシー

1. 基本方針

ペプチドリームは、全事業所において全役職員、ビジネスパートナー、サプライチェーン全体および地域コミュニティなど、すべてのステークホルダーの人権を尊重した事業活動を推進します。この人権尊重の方針は「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」や「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする国際規範に依拠し、具体的には下記を遵守します。

- 採用・配置に際し、性別、性的指向・性自認、国籍、人種、年齢、障がい、宗教などに関わらず、能力および 職責に基づいた運用を行います。
- あらゆる形態の強制労働に反対します。また、児童の福祉を保護し、法的に認められた場合を除き児童の雇用を受け入れません。
- 「結社の自由」、「団体交渉権」を企業として尊重すべき人権と考え、法の規定に則り従業員のこれらの権利を尊重します。

2. 適用範囲

本ポリシーは、ペプチドリームの全役職員に適用されます。また、サプライチェーン全体におけるすべてのステークホルダーに対して、本ポリシーへの理解と協力を求め、人権尊重に努めます。

3. 人権尊重の教育

ペプチドリームは、全役職員に対し、職場における差別・ハラスメントを防止するために、研修等を通じた人権尊重教育に努めます。

4. ステークホルダーとの対話

ペプチドリームは、企業による人権尊重は継続的に発展させながら取り組むものであると考えています。ペプチドリームは関連するステークホルダーとの対話を継続し、影響を受ける人々の立場

から、事業に関連する人権への影響を理解し、対応を続けます。こうした努力を継続するとともに、活動を公開することを通じて人権に関する取り組みを改善します。

参考資料

1. 国際人権章典 : https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/
2. 労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言 :
https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/
https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/WCMS_246572/lang--ja/index.htm
3. ビジネスと人権に関する指導原則 :
https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/

以上

2020年7月改訂